

令和3年度第1回安来市総合教育会議

開催日：令和3年11月4日（木）

14時00分～

会 場：安来庁舎 防災対策室

1. 市長あいさつ

2. 議 題

- (1) 安来市立小中学校適正配置について 【資料1】
【参考資料1】

- (2) 県立高校魅力化推進事業について 【資料2】

3. その他

安来市総合教育会議名簿

氏名	選出区分等	備考
田中 武夫	市長	議長
秦 誠司	教育委員会(教育長)	
小村 修司	教育委員会(委員)	
岡本 亮啓	教育委員会(委員)	
加藤 隆志	教育委員会(委員)	
寺田 禎	教育委員会(委員)	

1. 概要について

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとされているが、児童、生徒の減少が顕著となっている。

文部科学省においては、公立小・中学校の設置者である市町村教育委員会が学校統合の適否又は小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際の、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」が、平成27年1月に策定された。

本市においても、年々児童、生徒数は減少しており、学校の小規模化に伴う教育上の諸問題についても、スピード感を持って丁寧に進める考えである。

これらのことを踏まえ、今後の学校施設の適正配置について安来市教育委員会としての基本方針を策定するために、令和3年4月に「安来市立小中学校適正配置」をテーマとした教育政策推進会議（委員：10名）を設置し、提言に向けた議論を進めている。

2. 全体計画とスケジュールについて

○安来市立小中学校適正配置検討に向けたスケジュール

令和3年度	小中学校適正配置基本方針の策定
令和4年度、令和5年度	小中学校適正配置基本計画の策定
令和5年度以降	小中学校適正配置実施計画の策定

○令和3年度 安来市教育政策推進会議 全体プログラム

- 第1回 教育に対する考えや想い
- 第2回 安来市の教育の現状と課題
- 第3回 安来市のこれからの取り組み方
- 第4回 安来市の適正配置基本方針の考え方と方向性
- 第5回 安来市の適正配置基本方針（提言）の策定
- 第6回 安来市の適正配置基本方針（提言）の策定

3. 現在の進捗状況について

計6回予定している教育政策推進会議を現時点では5回開催し、安来市の教育の現状、目指すべき教育について、保護者、地域、学校現場といった視点からの議論を交わし、小中学校適正配置の基本方針策定の提言に向け、検討を行っている。

○安来市立小中学校適正配置（提言）について（途中経過）・・・参考資料1

4. 今後について

年内に教育政策推進会議からの提言を受け、教育委員会として小中学校適正配置基本方針を決定し、次年度以降は小中学校適正配置基本計画の策定に向かう予定である。

政策推進部やすぎ暮らし推進課

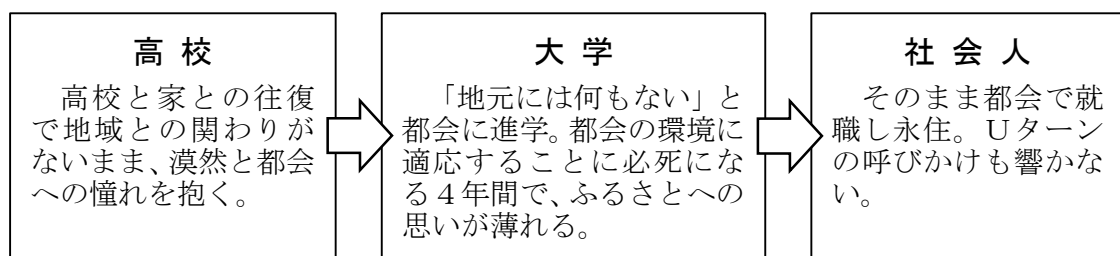
1 経過

高等学校の新学習指導要領が令和4年度から導入されることに伴い、島根県教育委員会は、地域や社会の未来を切り拓くために必要な「生きる力」を育むための教育方針を示す「県立高校魅力化ビジョン」を平成31年2月に策定した。

ビジョンでは、地域との関わりを深めることで教育の質を高め「高校の魅力化」を図ることとしており、あわせて「地域の魅力化」と「地域の将来を担う人材の育成」につなげることを目指している。ビジョンの実現には高校と地域社会、自治体の協働体制の構築が必須であり、安来市の定住対策にも大きく寄与する人材還流サイクルが期待できることから、市として積極的に取り組むこととする。

2 若い人材が流出し戻ってこない現状

小中学校で実施する「ふるさと教育」が高校では途切れてしまうため、それまでに醸成された地域に対する思いが薄れてしまう。地域の産業や自治活動等の営みに触れることなく、地元就職し定住する選択肢をイメージする機会がないまま進路を選択することになる。



3 具体的な取組み

市内の多様な分野へのインターンシップを実施するなど、「ふるさと教育」の後に切れ目なく接続するかたちで地域の課題を題材として行う「地域課題解決型学習」を強化し、地元への理解と愛郷心の醸成を図るとともに地域の担い手の育成と確保につなげる。

(1) 高校魅力化コンソーシアムの設置

ビジョン具現化の中核を担う組織として、令和3年度中に全ての県立高校に高校と地域の協働体制「高校魅力化コンソーシアム」の構築が義務化されている。高校のほか地域の多様な主体（市、小中学校、大学、社会教育機関、地元企業、地域住民、関係団体等）が参画する。

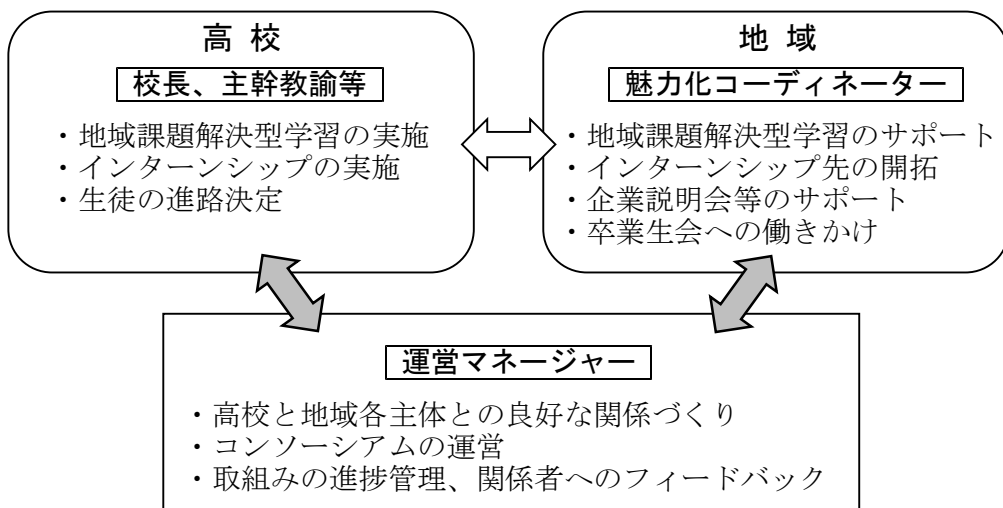
○安来市内2校のコンソーシアム設置状況

- ・ 情報科学高校：令和2年度設置済み
- ・ 安来高校：令和3年度中に設置予定

(2) 「運営マネージャー」及び「魅力化コーディネーター」の配置

コンソーシアムを効果的に機能させるため、高校と地域が行う協働活動をプロデュースする「運営マネージャー」及び、地域側で諸調整を行う「魅力化コーディネーター」が必要となることから、本年9月議会で予算措置をし、二つの職務を兼務する高校魅力化推進員（会計年度任用職員）1人を10月1日から配置した。

高校魅力化コンソーシアムの業務イメージ



安来市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的な教育行政を推進していくため、安来市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項について協議及び当該協議のための事務調整を行うものとする。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会で組織する。

(会議)

第4条 総合教育会議の会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対して協議すべき具体的事項を示し、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の議長は、市長をもって充てる。

(関係者の出席)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は識見を有する者の出席を求めて当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれのあると認めるとき又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

- 2 会議に関する教育委員会事務局内での調整は、教育委員会教育総務課において行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか総合教育会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。